

特定非営利活動法人(NPO法人) に対する保証取扱いについて

中小企業信用保険法の改正により、平成 27 年 10 月 1 日から、特定非営利活動法人(NPO法人)の信用保証制度利用が可能となりましたのでお知らせします。

1. ご利用いただけるNPO法人

- 従業員数が次の要件を満たすNPO法人(資本金についての要件はありません)
 - ・ 製造業 300人以下
 - ・ 卸売業・サービス業 100人以下
 - ・ 小売業(飲食業を含む) 50人以下
- ※ 雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。

2. 利用できる保証制度

- 原則、全ての保証制度が利用可能です。(セーフティネット保証等も利用可能)
【利用出来ない保証制度の例(自治体制度を含む)】
 - ・ 小口零細企業保証制度
 - ・ 創業関連保証、創業等関連保証、経営改善サポート保証等の保険特例制度
 - ・ 中小企業特定社債保証

3. 責任共有の対象

- 通常の中小企業者(会社・個人等)と同様です。ただし、NPO法人が特別小口保証を利用する場合は、セーフティネット保証1号～6号等を除き、責任共有対象(80%保証)になります。

4. 保証申込時の必要添付書類

- 通常の中小企業者(会社・個人等)の場合に加えて『事業報告書等』が必要です。

『事業報告書等』: 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類

- ・ 「事業報告書」 ・ 「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」
- ・ 「年間役員名簿」 ・ 「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

5. 許認可等確認業種の追加

- 「自家用有償旅客運送事業」の登録確認が新たに追加されました。
〔道路運送法(第79条) 登録有効期間2年(更新時2年又は3年)〕

【本件に関するお問合せ先: 企画情報課 電話 073-433-9712】

個別案件のご相談につきましては、下記までお願いします。

本 所	保 証 課	電 話 073-433-9705
	経 営 支 援 課	電 話 073-433-9704
田 辺 支 所	業 務 課	電 話 0739-22-4666